

第 20 回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議 要旨

日時：平成 24 年 10 月 3 日（水）

19：00～21：00

場所：市役所 庁議室

出席者：嶋田准教授、草野委員、長谷部委員、野村委員、川浪委員
（庁内プロジェクト・チーム）橋本係長、渡辺主任、中野主任、半田主任、松岡主任、
高倉主任、原主査、井上主事
（事務局）江田主幹、笹倉主任

- 1、開会
- 2、前回会議内容について

発言の要旨

委員 A：本日の配付資料として、平成 25 年 12 月にこの条例を制定する場合のスケジュールをいただいておりますが、庁内プロジェクトチームが 2 月から作業する予定になっている「条例素案」「条例逐条解説のレイアウト」作成というのはどのようなもののですか。きちんとした条文形式で、第何条が何々という形になるのでしょうか。

事務局：「条例素案」については、最終的に「地区意見交換会」や「団体等意見交換会」での意見を踏まえて作成することになりますので、2 月 3 月の作業予定は内部事務として準備をするという意味になります。

委員 A：配付資料の「ニセコ町での情報提供の運用について」ということに関連してお尋ねします。先日開催された事務事業外部評価会議を傍聴したのですが、その中で評価の対象として周辺地域活性化対策事業がありました。補助金を貰うわけですから事業実績報告書を出させると思いますが、提出を受けた報告書は公文書として処理しているのでしょうか。なぜかと言いますと、私が住んでいる地区でもこの事業を利用しているのですが、どのような収支状況なのか情報が出てきません。仕方がないので、市に対して情報公開請求をして見せてもらうしかないと思っているのですが、公文書として供覧されていなければ請求できないと思ったもので。

庁内 PT①：公文書として処理していますので個人名などの非開示情報を除いて公開できます。補助金の使用用途と金額はわかると思います。

委員 A：ニセコ町では、決裁を受ける文書に限らず公開となっていますが、どのようなイメージなのでしょう。公文書であれば番号を付ける必要があると思いますが、資料などの供覧文書であれば番号は必要ないと思います。供覧文書のことを指しているのでしょうか。

事務局：市民から説明を求められた場合に担当者が作成した資料を使って説明いたします。この場合の資料というのは、内容についての決裁を受けたものではないとし

ても、市民からの求めに応じてお渡しするというものです。

委員 A：その中には十分秘密に値する情報もあるわけでしょうから、決裁を受けていないから見せてもいいとは思わないと思います。

嶋田先生：ニセコ町の場合をよく調べていないのでわかりませんが、情報公開請求は行われていないのですか。つまり正式な手続きなしに、求められれば基本的に公開するのでしょうか。その識別はどのようになっているのでしょうか。手続きをようするものと、そうではないものの区別は。

委員 B：ニセコ町の情報公開がもう少しわかる資料はいただけないでしょうか。今の配付資料だけでは文言だけですのでわかりにくいです。ニセコ町のホームページには載っているということですが、この情報公開や情報提供の考え方を理解できないと前に進んでいけないのではないのでしょうか。

嶋田先生：ニセコ町の情報公開制度の運用方法については、再度調べていただいて、次回説明をしていただく方がよいと思います。条例の解説の部分に「このような場合は手続き不要で、このような場合には手続きが必要」ということを書くことになろうかと思います。この項目を条文に入れることによって、どのようになるかというのを検討していくためにニセコ町の事例をもう少し詳しく説明していただいた方がよいかもしれません。

委員 B：可能であればニセコ町から情報公開制度の運用に関する資料を取り寄せてもらえないでしょうか。

委員 A：嶋田先生にお尋ねしますが、今日配付されたスケジュールを考えると制定までの期間が長くはありませんか。現時点でこの会議としても2年を過ぎたわけですが、制定まではあと1年はかかるようです。

嶋田先生：短いということはありませんが、そこまで長い期間だということでもありません。制定までに時間をかけるというのはできるだけ多くの市民と自治基本条例について共有するためです。確かにこの市民ワーキンググループでの会議としては、やや検討期間が長くなってきているかもしれません。

それでは、私からは前回会議内容を踏まえた「修正条文案」について質問なのですが、＜審議会等＞の項目で、「附属機関として設置しない審議会等」というのは、例えばどのようなものがあるのでしょうか。

事務局：例えば、まちづくり検討委員会といった、政策を決めるにあたって参考意見を求めるような市長の私的諮問機関だと考えています。

嶋田先生：そうであるならば、この修正条文案では対象がかなり限定されることになると思います。「附属機関として設置する審議会等の委員を選任するときは」となっていますので。附属機関として設置する審議会以外に、市には多くの審議会等があるようですので、条文の射程範囲が狭くなって逆効果になるような気がします。

委員 B：附属機関等と表現している自治体と、審議会等と表現している自治体を混ぜているからおかしくなるのではないのでしょうか。

嶋田先生：むしろ、「市は、執行機関に設置する審議会等の委員を選任するときは」とするか、「附属機関等の委員を選任するときは」のどちらかになるような気がします。現時点で広義の意味での審議会等はどのくらいあるのでしょうか。

事務局：捉え方によりますが、市全体では50くらいはあると思います。

嶋田先生：幅広く捉えた方が条文の趣旨には合うとは思いますが、いかがでしょうか。

庁内 PT①：市では、男女共同参画の関係で審議会などでは女性委員が3割以上になるように努めているところです。この時のデータの取り方としては、地方自治法上にある附属機関だけではなく任意のものも含めて数字を取っています。ですから、考え方としては、市が設置したものは幅広く捉えてよいのではと思います。

嶋田先生：男女共同参画は幅広く捉えるのに、自治基本条例上ではなぜ限定して狭く捉えるのかということになりますので、全体を拾う形になるでしょう。後は、条文の表現の問題で「執行機関に設置する」などいくつかあると思いますので考えていただければと思います。

委員 A：修正条文案の＜情報公開及び情報提供＞についてですが、第3項の「統一された文書管理方法」と日田市の文書管理規程とはどのような関係にあるのでしょうか。

庁内 PT②：基本的に同じですが、規程に全てが書かれているわけではありませんので、規程と文書管理のマニュアルになろうかと思っています。

嶋田先生：文書管理方法の「方法」という文言が気になります。方法というと、例えばファイリングの仕方のようなことに思えてしまいます。「一定の基準及び手続き」のことを表していると思いますが、「方法」だと誤解を生んでしまう恐れがあるような気がします。条文では、「文書管理に関する基準及び手続き」のようにしておいて、説明文のところで、「統一された基準及び手続きとはこのようなもので構成されます」と書けばよいと思います。

委員 A：公文書は決裁が降りた後は最終的にどこで保存するのですか。それと、公文書管理台帳はどのようなになっていますか。

庁内 PT②：基本的には当該年度と過年度1年分は事務室で保管して、それ以降については書庫で保管しています。公文書管理については電子化しておりシステム上で管理しているところです。また、書庫で保管している文書については、書庫の鍵を申請に応じて貸し出す方式ですので、必要書類ごとに申請とはなっていません。

委員 B：修正条文案で「市民に分かりやすく積極的に情報提供するよう努めなければ

ならない」となっていることに関連しての質問ですが、以前の会議で「条例文の書き方を分かりやすくしてほしい」という話がありました。今の修正条文案の書き方から、高校生など若い人にも分かるような条文の書き方に変わったものが最終的な条文になるという考えでよいのでしょうか。他市の条文を読むと、「ですます調」で書かれているところもありますので、その点を変えるだけでも印象は変わってくると思います。専門的な文言については、説明欄で解説を入れていくのか、条文そのものを易しい表現にするのかというのは考慮する余地はあるとは思いますが。

嶋田先生：できる限り条文上で簡単な文言を使うようにするものの、当然限界はありますのでそのところは説明欄のところで分かりやすい説明になるように補っていくという２段階でいくようになるのかなと思います。私としては、今の条文案としての言葉遣いであれば、ぎりぎり分かりやすい範囲にあるといってもいいと思います。

委員A：確かに敬体文で「ですます調」は易しい雰囲気はありますが、常体文で「である調」の方がよいと思います。若い世代でも勉強として法律を読むようにして欲しいので、敢えて若い世代に目線を合わせる必要はないと思います。

委員B：その考えは分かりました。それと、以前高校生あたりにも自治基本条例を作っていくにあたって意見聴取をしましょうという話があったと思いますが、今日いただいたスケジュールにはないのですが。各委員さんから、幅広く意見を集める必要があるという意見が出てきていたのが、いつからか抜け落ちていきます。

嶋田先生：私自身も何度か申し上げてきましたが、自治基本条例の動きというのがもう少し市民に知れ渡らなければならないと思います。以前からの繰り返しになりますが、例えば窓口に来た市民にチラシを渡すとか、職員１人が５人の一般市民に伝えるとか、学校の中で議論する時間を設けてもらうといった話は提案させていただいたのですが、ここまで引っ張られてタイミングを失われているのかもしれませんが、取り組むのに遅すぎるということはないと思いますので真剣に考えていただく必要があると思います。この市民ワーキンググループに係わっている数人の市民だけでは市民全体の声にはなりません。自治基本条例の条文というのは、いろいろな自治体の条文を寄せ集めたり、私たちのような研究者がやれば、条文という形にはできるのですが、それでは意味がありません。いかに広げていくかというプロセス自体が大事だというのは当初から申し上げてきたことなのでお願いしたいと思います。

委員B：次世代の人に、どういうまちを残していくかということの拠り所になるような条例を作っていこうとしていると思いますので、若い人の意見を聞いて取り入れられるものがあれば入れていくというのは、やってほしいです。

事務局：若い人の意見を取り入れるということで、高校の生徒会役員向けに意見交換の場を設けてはどうかということを提案したわけですが、対象を限定するのは好ましくないという意見が出たため話が止まってしまっているのが現状です。先生がおっしゃるようにタイミングを逃している感があります。この条例を作る過程で意見を聞く必要性はあるとは思いますが、自治基本条例はできあがった後も、随時見直しを加えながら修正をしていくということを考えると、条例制定後に意見を聞く場を設けても

よいのではと思っているところです。

嶋田先生：制定前後で両方必要だと思います。対象となる子どもは変わっていきますので、繰り返し行う必要があるのではないのでしょうか。高校生向けもいいかもしれませんが、私が子どもと言ったのは、子どもが動く、親が動く、親が知るからです。小中学生くらいが勉強始めると、親が自分で調べたりします。先日、日田市の事務事業外部評価会議でコーディネーターをさせていただきましたが、いろいろと関心を持たれている市民は多いと思います。そのような方が自治基本条例を知れば、いろいろと意見を出してくれると思いますので、ベストな取り組みを求めるのではなくて、まずは今よりも一歩進むためにいろんなことをやってみるということが大事で、難しいことだと思いますが、その点を臆病になっているとタイミングを逸してしまいますので。

委員B：事務局だけで抱え込まなくて、逆に市民ワーキンググループに聞いてもらえればよいのではないのでしょうか。その中で、方向性が出れば進んでいけばよいと思いますし。事務局だけでやるのはなかなか大変だと思います。

嶋田先生：話を戻しますが、修正条文案はかなりよくなっていると思いますが、実際に文書管理体制があまりうまくいっていないという話もありました。そうであれば、第4項に新たに入れるか、若しくは3項の続きに新たに入れるか。前にも言いましたが、今回情報共有や情報管理に関して熱心に調べていただいているので、今ある壁を突破することにつながるような文言を入れていただいて、この条例を使ってそれを実現していただきたいと思います。

今回作っていただいた情報公表について資料は分かり易いと思います。これを見るとニセコ町でも情報共有について基本原則で定めておきながら、＜総合計画＞や＜財政＞のところでも情報を出していくということを謳っています。重複しても全然構わないということですので、まずは基本原則のような部分で情報共有について謳っていただいた上で、それぞれの項目で入れていただければよろしいと思います。ただし、説明にもありましたが、＜広報広聴＞については事務局案のとおり市民参画などに内容を割り振っていただければよいと思うので方向性はよいと思います。

3、本日の意見交換項目について

発言の要旨

嶋田先生：それでは、本日は＜個人情報保護＞からですが、これについては前回会議で「個人情報保護条例に基づく」という表現を、「別に定める条例に基づく」と改めるという話がありました。これ以外で1点加えんとするならば、個人情報保護が壁になっているところがないか。例えば、要援護者の情報がなかなか伝わりにくいなど個人情報保護がネックになっている現状があるのであれば、そこを留意したような文言が入ってもよいとは思いますが特になければこのままでもよいとは思いますが。

委員A：「基本的人権の擁護に資するため」という文言がありますが、少しオーバーな表現ではないのでしょうか。個人情報保護法には、ここまで書いていません。日田市の個人情報保護条例には確かに書いていますが、ここまで入れる必要があるか疑問

です。

嶋田先生：「個人の権利利益を保護し、基本的人権の擁護に資するため」となっていますが、同じ事を繰り返しているのであれば入れる意味はないと思います。条文としては「基本的人権の擁護に資する」ということを外すということによいと思いますが、説明欄で書き込むこととしては、「過度の個人情報保護でやりにくくなっている現象が見受けられるので、過敏に個人情報保護を主張し過ぎているところはバランスを図っていきたいと思います」という説明が少し入るとよいのかなと思います。

次に＜パブリックコメント手続＞ですが、論点として用語の使い方をどうするかと書かれていますが、現在の日田市ではパブリックコメント手続と意見提出手続との使い分けはどうされているのでしょうか。

庁内 PT②：2つあって、条例や大きい計画などを作る際に意見を聞くのが意見提出手続要綱で、規則等を定める時には行政手続条例になります。パブリックコメントは意見提出手続の通称として使っています。

嶋田先生：行政手続条例は基本的には個人の権利を保護するという観点が強く、民主主義的な要素が小さいので、この項目で定めるのは少し違うような気がします。

庁内 PT②：行政手続法が変わって、市も条例で定めたという流れだったと思いますが、総合計画など大きい計画を策定する際の根拠が要綱しかないのでバランスがどうなのかなとは思っています。

委員 A：意見提出手続要綱を踏まえているのであれば、市政に係る別に定める重要な政策等を策定するときにはというような文言の追加が必要なのではないでしょうか。

庁内 PT②：自治基本条例に＜パブリックコメント手続＞という内容が入れば、これを根拠にしていろいろな政策等について意見を聞くということになり得るのかなと思います。

嶋田先生：行政手続条例を改正して意見提出手続要綱を吸収するという流れが妥当なのかなと思います。

委員 B：日田市でパブリックコメントをして何件くらい意見が出てくるのですか。

事務局：今、総合計画の後期基本計画を策定していてパブリックコメントをして意見を募集しましたが1件も出てきませんでした。昨年あった酒蔵利活用に関するパブリックコメントについては市民の関心が高かったということでかなりの件数が出てきたというのが実情です。

委員 B：パブリックコメントで意見が無かったような時には、それで済みますのでしょうか。言い訳作りといいますか、パブリックコメントを30日間しましたが何も意見が無かったので、予定通り進めましたという流れになってしまいます。何らかの仕組みで意見を吸い上げることはできないのでしょうか。

事務局：総合計画の後期基本計画の話で言いますと、地域審議会というのが旧市町村単位でありますので、その場に出向いて説明はしました。また、総合計画の策定を諮問する附属機関として総合計画審議会がありますので、そこでも意見をいただきながら進めている状況です。パブリックコメントで意見がゼロだったので、では代わりに何かするということまでは考えていません。

嶋田先生：その点は難しいところです。実際多くの自治体でもパブリックコメントで意見がゼロという案件はたくさんあります。そのような場合に、行政の情報提供の仕方が不親切だから意見が出にくいのか、あるいは、市民の関心が無くて意見が出ないのか難しいところです。ただ、パブリックコメントに関することを自治基本条例の条文に入れるのであれば、パブリックコメントで意見を出しやすいような分かりやすい資料、あるいは、意見を出しやすいような形で論点を明確にしたような資料提供が求められるのかもしれません。

したがって、条文の中では書き方は難しいかもしれませんが、市民が判断しやすく意見を出しやすいような情報提供の在り方を併せて行わなければならないというような文言が入るとよいのかもしれません。そして、解説のところで「パブリックコメントにおいてはなかなか意見が出にくい状況にあります。これは、市民の関心事と違うから関心が無いという可能性もありますが、一方で行政の情報提供の仕方に問題がある可能性があるので、そこについて留意を促したのがこの条文です」というような説明があるとわかりやすいような気がします。

委員 A：第 2 項に「提出された意見を考慮して意思決定を行う」となっていますが、意見の考慮が意思決定に直接結びつくようなイメージを受けます。例えば、「意見を考慮して政策等の策定を行う」のようにしてはどうでしょうか。それと、「意見に対する考え方を公表する」とありますが、どのようなことを想定しているのですか。

事務局：今行っているパブリックコメントでも、提出意見があった場合には、出された意見に対して市としての考え方を示して公表していますので、それを考えての条文です。

嶋田先生：ここで注意する点は、パブリックコメントというものの性質をどのように考えるかですが、対象を市民に限定しないケースが多く見られることから、パブリックコメントというのは必ずしも民主主義的というよりも、むしろいろいろな意見を集めて政策の合理性を高めていくというところに、おそらくポイントがあるのだろうと思います。いろいろな観点で出てきて、それを踏まえてやっていくということですから、意見を絶対に尊重しなければならないという類のものではないのだろうと思います。合理性を高めなければならないので出てきた意見を無視してはいけないわけで、良い意見が出ればなぜそう判断するかということ、違う方向の意見ということであれば、なぜ違うのかということについて説明責任をきちんと果たしていく。そして、それを通じて政策の合理性を高めていくというのが大事ですので、そのようなニュアンスが出るような条文としての文言を考えていただくのがよいのかなという気がします。

委員 B：差し替え前のたたき台案の条文では、出てきた意見を一旦踏まえるという二

ュアンスが出ていると思います。これでいけば、意見を採用するかどうかを考慮して、その理由を言うということになるのではないのでしょうか。

委員A：「考慮して」という言葉が強すぎるような気がします。

嶋田先生：やはり「考慮して意思決定を行う」というよりも、「踏まえて意思決定を行う」の方がすっきりすると思います。

委員A：第1項は「政策等の策定」で第2項は「意思決定」となっており使い分けがよくわかりません。「政策等の意思決定」であれば分かりますが。

嶋田先生：言葉としては同じ方がよいでしょう。意見提出手続要綱の「政策等を定めようとする場合」に、この条例の文言を合わせるというのであれば、第1項と第2項両方そうすべきでしょう。話を整理しますと、主語については、今は「市は」となっていますが、「市長等は」にした方がよいと思います。第1項では、「市政に係る重要な政策等を定めるときには」として、第2項では、「意見を踏まえて定めるとともに、提出された意見の取り扱いの結果及びその理由を公表するものとする」となるのではないのでしょうか。

この項目に関しては、意見提出手続要綱と行政手続条例の整理が必要だと思います。要綱では、政策等の意見公募をすることとしておいて、条例では規則等の意見公募をするというのは変な感じがします。本来は、自治基本条例を受けて行政手続条例を改正し、意見提出手続要綱を吸収するという流れになろうかと思っています。

それでは、次の＜市外の人々等との交流及び連携＞についてです。この前の九州北部豪雨で日田市も被災したことも考えると、自治体間の連携というのは大事なことで、この項目については「自治体あるいは国との連携」と「市民レベルでの交流」との2本柱でいくべきだと思います。その際には、説明欄に今後の展開の足がかりになるようなことを書いた方がよいのではないのでしょうか。東日本大震災もありましたし、今回の九州北部豪雨災害もあったなかで、自治体間連携あるいは国との連携が非常に大事ですので、より一層取り組みを進めるためにもこの条文を定めましたというように書くようにしたいと思います。

今の条文案では「知恵、意見等をまちづくりに活用するよう努める」と書かれていますが、先日あった事務事業外部評価会議の話で考えると、特に周辺部が疲弊しているので、そこにいかに外部の人達との連携を入れていくのかということも出ていましたので、このような条文を入れることによって推進していきたいという説明があると分かりやすいし入れる意味があるのかなと思います。

委員A：今の条文案には国、県、市との連携が書かれていませんが、私も入れた方がよいと思います。それと、連携して得られたものをまちづくりに限定して活用するとしていますが、消防とか救命活動などいろんな面で連携していく必要が出てくると思いますので広域的取り組みを課題にするようなものまで含めた文言になった方がよいと思います。これからの時代を考えると国際交流も入れた方がよいような気がします。

嶋田先生：国際交流というのを入れるのであれば、その必要性につながるような説明

を書く方がよいと思います。

まとめますと、まず1点は国県他の自治体との連携、とりわけ災害対応などを念頭に置きながら連携を図っていく必要性があるということ。広域的な連携という視点から、定住自立圏構想で話をしますと、特例的に合併1市でも取り組むことができるわけですが、日田市で今からもこれからも課題となっているのは、中心部と周辺部とどのように連携していくかということ。これは本当に大事で、いろんな場面でお互いの意識がまだギャップがあるといえますか、中心部の人達は周辺部にパイを取られていると思っているようすし、周辺部の人達は、自分たちは見捨てられているのではないかと考えているようなところもあるようです。その意識をもう少し変えていかないと日田市としてまとまっていかないうな感じがしますので、外部との連携というのがありますが、日田市内部での地域間交流も入れてもよいのかもしれない。

そして、交流に関しては大きく分けて団体レベルでの交流と市民レベルでの交流とありますが、市民レベルでの交流に関しては外との連携と日田市内部での連携が必要かなと思います。先ほど委員さんが言われたのは、このような連携を図る目的をあまり狭くせずに幅広く考えるべきだということでした。したがって、説明欄でなぜこの項目を入れたのかというのを説明していく際に幅広く書かれた方がよろしいと思います。この項目については、全面的に組み立て直していただきたいです。

委員C：連携という言葉はよく出てきますが、それは名ばかりで中身が何もないことを今回の豪雨災害で経験したので、連携とは何かということを解説で詳しく説明できないのかなとは思いました。

嶋田先生：そのような実例があるとすれば、やや技術的ですが、「実質的な連携」のような文言を入れておいて、説明文の中で「実質的な連携と入れたのはこのような理由です」という解説をしていく。「連携と言っても、実際は話が詰められていなかったりしますのでそれでは駄目です。実のある実質的な連携をしていくという趣旨から、敢えて実質的連携という言葉を使いました」というような説明があればよろしいかもしれません。

委員B：例えば、川が流れていくということで考えれば、自治体の境で線引きされずに流れるわけで、市を超えたつながりができないかなとは思っているところです。また、都市計画マスタープランの見直しで思ったのですが、市の区域が10地区くらいに分けられていて、その一つ一つの中では個別の内容が詳しく書かれています。ただ、資料が地区ごとで分かれているため、各地区の視点から全体を見るということができない状況です。

嶋田先生：一つは、最近流域単位での交流などあって、日田市では既に行われていると思いますが、そのようなことをより一層推進していくことを説明文などにでも入ってくればよいのかなと思います。後もう一つは、日田市だけでなく全国どこでもそうですが、何かをする際に振興局単位でバラバラに考えて全体が見えないというのはよくあることです。全体像が見えるように、地域内交流とか地域内連携について説明文の中で「これまで振興局単位などの形でバラバラでやってお互い何をやっているかよくわからなかった。これからは、それではよくないので全体を見ながら議論していくような場を設けていきたいと思います。」といったことなど、一言あればよいと

思います。それと、先ほど少し触れましたが定住自立圏構想ですが、この制度は中心市と周辺部が連携しながら公共サービスを全体として享受していこうというものです。中心市と周辺町村が連携していくものなのですが、特例で合併して1つの市になったところにも該当するようになっていきます。合併前の旧市を中心市、旧町村を周辺町村ということにして連携すれば同じように国からの補助金が付く。つまり、日田市という完結した一つの自治体で定住自立圏構想の仕組みが使えるわけです。そのようなものを活用しながら地域内連携ということをもっと図れるような可能性がある気がします。定住自立圏構想を手段として活かしながら、市内間の連携を図っていくという意識をあまりされていないようですので、この自治基本条例での議論を一つのベースにしながら考えていただけると、中心部と周辺部との温度差が少し減ってくるのかなと思います。もう一点、事務事業外部評価会議の場でも申し上げましたが、合併後10年間は市の歳入の多くを占める地方交付税交付金の算定で特例があって、合併前と同じ算定で交付税が国から市に入ってきます。ただ、10年経つと、ひとつの自治体として算定され、5年間の激変緩和措置期間を経て、合併後15年で現在の日田市として算定されますので、国からの交付税が十数億円は減ることになると思います。そのようなことを見据えて、今のうちに中心部と周辺部との連携を深めておかないと、今のように周辺部に費用対効果に疑問が発生するような予算配分しているようでは財政的にも厳しくなると思います。

それでは、＜条例の見直し＞についてです。ここで気になるのは、見直しの期間をどうするか。他自治体では市長の任期に合わせて4年にするケースがありますが、基本条例ということで5年になっています。

委員A：5年というのは、一つの周期だと思うのですが、その間に見直しを何回やってもよいという考え方でよいと思うので4年でも5年でも構わないと思いますが、それよりも気になるのは、他自治体では「社会情勢に適合した」とか「必要に応じて」とか、そういうことで見直しますとしているのですが、今の条文案では、単に5年の間に見直しをするしかなく、取りあえず見直せばよいと読めてしまいます。それと「検証」と「見直し」という言葉の使い分けの整理が必要だと思います。

嶋田先生：「5年を超えない期間ごとに」となっていますが、「5年を超えない期間内に」とした方がよいと思います。「ごとに」だと「5年間に1回」というように捉えられてしまうので。ニセコ町では4年の間に条例の内容がふさわしいものかの議論を必ずして、その結果として条例改正が必要となれば改正する。あるいは条例改正はしないとしても、自治基本条例に見合った他の制度が出来ていなければ、その制度を改正しますという流れになっています。

この項目については組み立て直していただいて適切な条文に修正していただければと思います。

【会議終了後に出た意見】

委員B：＜市外の人々等との交流及び連携＞のところで、条文の主語に市議会も入るべきではないでしょうか。市民等、市長及び市議会としてはどうでしょうか。それと、＜条例の見直し＞のところでは、市長が見直すというよりも市民が議論して検証して、それを受けて市長が見直しをするかどうかを検討するという方がよいのではないのでしょうか。